

目 次

目 次

第1編 総 論	1
第1章 旧有限会社は株式会社として存続.....	1
1 旧有限会社が株式会社として存続することになった根拠は、何で しょうか。.....	1
2 旧有限会社は、なぜ株式会社と言わず特例有限会社というのでし ょうか。.....	2
3 旧有限会社の社員、持分および出資一口は、どのようになったの でしょうか。.....	3
4 特例有限会社である株式会社の発行可能株式総数および発行済株 式の総数は、どのように定められたのでしょうか。.....	3
5 特例有限会社は、平成17年整備法施行後、必ず定款を変更しなけ ればならないのでしょうか。.....	4
第2章 有限会社法の廃止に伴う経過措置.....	6
6 旧有限会社の定款における目的、商号および本店の所在地に関す る記載または記録の取扱い.....	6
7 旧有限会社の定款における資本の総額、出資一口の金額、社員の 氏名および住所および各社員の出資の口数の記載の取扱い.....	7
8 旧有限会社が定款に定める公告の方法の取扱い.....	7
9 旧有限会社における予備的公告の方法.....	8
10 会社法27条4号および5号の規定と株式会社である特例有限会社 の定款の記載事項.....	9
11 旧有限会社の社員名簿は、どのように取り扱われるのでしょうか。...10	
12 旧有限会社の定款に持分に関する別段の定めがある場合、どのよ うに取り扱われるのでしょうか。.....	11
13 会社法331条1項に規定する取締役の資格等に関する規定と特例 有限会社.....	12
14 旧有限会社が解散した場合における会社の継続および清算に関す	

目 次

る経過措置	12
15 旧有限会社法の廃止に伴う特例有限会社の登記に関する経過措置	13
第3章 特例有限会社に関する会社法の特則	16
16 株式会社である特例有限会社の商号に関する特則	16
17 特例有限会社がその商号中に株式会社という文字を用いるには、 どのようにすればよいでしょうか。	17
18 特例有限会社が定款の閲覧または謄本の交付の請求に応じる場合 には、どのような点に留意すればよいでしょうか。	18
19 特例有限会社と株式の譲渡制限の定めに関する特則	19
20 平成26年会社法の改正により特例有限会社についても「監査役の 監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定め」の申請 が必要か。	20
21 特例有限会社の株主による株主総会の招集に関する特則	23
22 特例有限会社の株主総会の特別決議に関する特則	24
23 少数株主権の行使における議決権制限種類株式についての特別の 定め	26
24 特例有限会社の株主総会に関する会社法の規定の一部適用除外に は、どのような規定があるか。	27
25 特例有限会社は、どのような機関を設置することができるのでし ょうか。	27
26 特例有限会社の取締役または監査役については、会社法の実務 等の任期に関する規定は適用されませんか。	28
27 会社法に規定する取締役に関する規定の中で、任期以外に特例有 限会社の取締役に適用されない規定には、どのような規定がありま すか。	29
28 特例有限会社の業務の執行に関する検査役を選任に関する特則	29
29 特例有限会社の会計帳簿の閲覧等の請求等に関する特則	30
30 特例有限会社は、計算書類の公告および支店備置き義務はない のでしょうか。	31
31 特例有限会社には、休眠会社のみなし解散に関する規定は適用さ れないのでしょうか。	32

目 次

32	清算株式会社である特例有限会社には、どのような機関が設置されるのでしょうか。……………	33
33	清算株式会社である特例有限会社の清算人の解任……………	34
34	特別清算に関する規定の適用除外理由は、何でしょうか。……………	35
35	特例有限会社は、何故、吸収合併存続会社または吸収分割承継会社になることができないのでしょうか。……………	35
36	特例有限会社に株式交換および株式移転に関する規定が適用されないのは、何故でしょうか。……………	36
37	特例有限会社の役員解任の訴えに関する特則……………	36
38	特例有限会社の取締役・代表取締役および監査役の登記の登記事項に関する特則……………	38
39	特例有限会社の清算人に関する登記の登記事項の特則……………	39
	第4章 特例有限会社が平成17年整備法施行後6か月以内に申請しなければならない登記……………	41
40	特例有限会社が平成17年整備法施行後6か月以内に申請しなければならない登記には、どのような登記があったのでしょうか。……………	41
	第5章 特例有限会社の定款の手直し……………	43
	第1節 定款の手直しの方法……………	43
	第2節 定款手直しの具体例……………	44
	第2編 各 論 ……………	57
	第1章 特例有限会社の登記手続総論……………	57
41	特例有限会社の登記の件数……………	57
42	取締役1名の特例有限会社において、取締役が死亡した場合と後任取締役選任のための株主総会の招集権者……………	59
43	特例有限会社の株主総会の決議の方法にも、通常の株式会社と同様、普通決議、特別決議および特殊の決議があるのでしょうか。……………	61
44	書面決議（株主総会の決議の省略）の方法によれば、定時株主総会の開催も省略できるのでしょうか。……………	65
45	書面決議（株主総会の決議の省略）の場合には、具体的にどのような書面を作成するのでしょうか。……………	66

目 次

46	書面決議（株主総会の決議の省略）の場合と添付書面	70
	第2章 商号変更による通常の株式会社への移行の登記	71
47	特例有限会社が通常の株式会社へ移行せず、特例有限会社のまま 存続することのメリット・デメリットおよび移行期限の有無	71
48	通常の株式会社へ移行した方が良いか否かの判断の基準	73
49	特例有限会社が通常の株式会社へ移行する手順	76
50	特例有限会社が通常の株式会社へ移行の登記後、元の特例有限会 社へ移行することの可否	77
51	特例有限会社が商号を変更して通常の株式会社へ移行する場合、 移行後の商号中、会社の種類を表す部分以外の部分を、特例有限会 社時代と異なるものに変更することは可能か。	78
52	特例有限会社が商号を変更して通常の株式会社へ移行する場合と 機関設計	79
53	通常の株式会社への移行に際して選択できる機関設計	82
54	特例有限会社が商号を変更して通常の株式会社へ移行する場合に 変更する定款とその留意点	84
55	特例有限会社が商号を変更して通常の株式会社へ移行する場合に 在任している取締役等の任期	86
56	特例有限会社が商号を変更して通常の株式会社へ移行する場合と 移行時に就任する取締役の選任方法	88
57	特例有限会社が商号を変更して通常の株式会社へ移行する場合と 移行時に在任している代表取締役の地位の帰趨および移行時に就任 する代表取締役の選定方法	91
58	特例有限会社が商号を変更して通常の株式会社へ移行する場合の 登記申請の方法	93
59	特例有限会社の商号変更による移行の登記に併せて当該会社に対 する貸付金を現物出資して募集株式の発行をする場合の手続等	96
60	特例有限会社が商号を変更して通常の株式会社へ移行する場合に 併せて申請できる登記には、どのような登記があるか。	99
61	特例有限会社が商号を変更して通常の株式会社へ移行する場合に 併せて申請できない登記	100

目 次

62 特例有限会社の商号変更による移行の登記においては、移行時に任期満了または辞任した取締役または監査役の登記はどうなるのか。…	102
63 特例有限会社の商号変更による株式会社の設立登記においては、取締役、監査役および代表取締役の就任の年月日の登記は要しないのか。………	103
64 特例有限会社の商号変更による株式会社の設立登記申請書と印鑑証明書の添付を要する場合 ……	105
65 特例有限会社の商号変更による株式会社設立登記申請書の添付書類 ……	106
66 特例有限会社の商号変更による株式会社の設立登記と印鑑提出の要否 ……	107
第3章 特例有限会社の取締役、代表取締役および監査役の変更の登記 ……	108
67 特例有限会社の取締役の員数の定め方 ……	108
68 特例有限会社の取締役の一部の者について任期を設けることの可否 ……	109
69 未成年者が特例有限会社の取締役または代表取締役に就任する場合の登記の取扱い ……	110
70 特例有限会社の取締役または代表取締役に就任による変更の登記申請書に印鑑証明書の添付を要するのはどのような場合か。………	112
71 株主総会の決議によって定めた代表取締役に就任による変更の登記申請書には、なぜ就任を承諾したことを証する書面の添付を要しないのか。………	115
72 特例有限会社が株主総会の決議によって代表取締役を定めるには、互選の場合と同様、定款にその旨の定めが必要か。………	117
73 取締役に就任しその登記後、取締役の欠格事由に該当することが判明した場合の取扱い ……	118
74 特例有限会社の定款の附則に定めた設立当初の取締役の解任と定款変更手続きの要否および変更の登記の添付書類 ……	119
75 特例有限会社の取締役の辞任または員数の増加による変更の登記と定款添付の要否 ……	121

目 次

76 特例有限会社に取締役が数名いる場合は、会社の管理運営上は代表取締役を置いた方がよいか。……………	122
77 特例有限会社において、1人取締役を代表取締役として登記することの可否 ……………	123
78 特例有限会社の代表取締役の選定方法 ……………	124
79 特例有限会社の代表取締役の任期 ……………	125
80 定款の定めに基づく取締役の互選によって選定された代表取締役の辞任による変更の登記の申請書には、定款の添付を要するか。……………	126
81 定款または株主総会の決議によって定められた代表取締役は、何故代表取締役のみを辞任することができないのか。……………	127
82 定款または株主総会の決議によって定められた代表取締役は、株主総会の承認を得れば代表取締役のみを辞任することができるか。……………	129
83 取締役2名、代表取締役1名の特例有限会社において、代表取締役が死亡または辞任した場合は、どのようにすればよいか。……………	130
84 取締役2名の特例有限会社において、代表取締役でない取締役が死亡または辞任した場合は、どのようにすればよいか。……………	132
85 特例有限会社に監査役を置く場合の定款の定め方 ……………	134
86 監査役の登記をしていない特例有限会社が初めて監査役の就任による変更の登記を申請する場合または1名の監査役が辞任する場合と定款添付の要否 ……………	135
87 特例有限会社の役員の変更の登記において、就任を承諾したことを証する書面に住民票の写し等の添付を要するのは、どのような場合か。また、市区町村長が作成した証明書にはどのようなものがあるか。……………	137
第4章 株式および新株予約権に関する登記 ……………	139
88 特例有限会社の株主が当該会社の株式を譲渡により取得する場合にも当該特例有限会社の承認を要する旨の定めを設けることの可否 ……	139
89 特例有限会社が「株式譲渡制限の定め」を廃止する定款の変更をすることの可否 ……………	140
90 特例有限会社は、その発行する株式の全部を「取得請求権付株式」とすることができるか。……………	141

目 次

91 特例有限会社は、その発行する株式の全部を「取得条項付株式」とすることができるか。	143
92 特例有限会社も「種類株式」を発行することができるか。	144
93 特例有限会社は、いわゆる「属人的種類株式」を発行することができるか。	145
94 特例有限会社も、相続人等に対する株式売渡請求に関する定めを設けることができるか。	146
95 特例有限会社も株券を発行することができるか。	147
96 特例有限会社は、株式の消却をすることができるか。	148
97 特例有限会社の募集株式発行の手続と通常の株式会社の募集株式発行の手続は、同じか。	148
98 特例有限会社も新株予約権および新株予約権付社債を発行することができるか。	150
第5章 特例有限会社の本店移転または支店設置の登記	152
99 特例有限会社の本店移転の手続について	152
100 特例有限会社の支店設置と定款変更の要否等	153
第6章 資本金の額等の減少	154
101 特例有限会社は、どのような場合に資本金の額の減少をすることができるか。また、資本金の額を減少する場合に定款の変更を要するか。	154
102 特例有限会社の資本金の額の減少の手続	155
103 特例有限会社の準備金の額の減少手続	158
104 各別に催告を要する「知れている債権者」の意義	161
105 「資本金の額の減少をしても債権者を害するおそれがないことを証する書面」の具体例	162
第7章 組織変更	164
106 特例有限会社に株式会社への組織変更ということはあるのでしょうか。	164
107 特例有限会社は、合名会社または合資会社へ組織変更することができるか。	165
108 特例有限会社は、合同会社へ組織変更することができるか。	166

目 次

第8章 組織再編	167
109 特例有限会社が特例有限会社を吸収合併することの可否	167
110 特例有限会社が株式会社への移行の効力発生を条件に特例有限 会社を吸収合併することの可否	168
111 特例有限会社が消滅会社となり、特例有限会社以外の会社が存 続会社となる吸収合併の可否	170
112 特例有限会社と特例有限会社が合併して株式会社を設立するこ との可否	171
113 特例有限会社が分割会社となり、特例有限会社以外の会社が承 継会社となる吸収分割の可否	172
114 特例有限会社が分割会社となり、特例有限会社以外の会社が新 設分割設立会社となる新設分割の可否	172
115 特例有限会社が当事者となるか株式交換または株式移転の可否	173
第9章 解 散	174
116 特例有限会社の解散の事由	174
117 株主総会の決議による解散とその留意点	175
118 解散の登記の申請	177
119 解散の登記の添付書面	178
第10章 清算特例有限会社の機関設計	179
120 清算特例有限会社の機関設計	179
第11章 清算人の登記	180
121 特例有限会社の清算人	180
122 清算特例有限会社の機関設計	181
123 特例有限会社が株主総会の決議等により解散した場合の清算手 続の概要	182
124 清算人の登記の登記事項	184
125 最初の清算人の登記の添付書類	185
126 清算人の変更の登記の添付書類	187
第12章 清算結了登記	188
127 解散の日から2か月以内の清算結了登記の申請は、何故受理さ れないのでしょうか。	188

目 次

128	清算結了登記の添付書類	189
	第13章 継続の登記	191
129	清算特例有限会社の継続の可否および継続が可能な場合はその 手続の概要	191
130	清算特例有限会社の継続の登記の添付書類	192
	第3編 資 料	195
1	通達	195
2	照会・回答・通知	201
3	質疑応答	202
4	記録例	207